

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出を実施しました。その要旨については、以下のとおりです。

1. 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

（1）原子力災害医療の体制等の充実反映

- a 伊方発電所において原子力災害が発生した場合、公益財団法人 原子力安全研究協会からオンサイト医療派遣スタッフ（医師および救急対応要員）を派遣
- b 原子力災害発生に備えて、定期的にオンサイト医療派遣スタッフが発電所を訪問し、現場状況の確認、医療関係者との意見交換および勉強会等を実施しており、発電所におけるオンサイト医療体制構築状況の改善及びオンサイト医療に係る対応能力向上を図る体制整備

（2）組織名称変更に伴う修正

（3）その他、記載の適正化

2. 運用開始日

令和4年11月30日

（参考）原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以 上